（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（第三項において「免許情報記録」という。）の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十一　（略）

2　（略）

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一～三　（略）

四　運転免許証又は免許情報記録の有効期限

4・5　（略）

第三条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
（登録事項の変更等の届出） **第五条**　（略） 2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。		
一・二　（略）	（略）	
三　法第五条第二項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料	提示
四　（略）	（略）	
五　法第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料	提示

改正前

届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
（登録事項の変更等の届出） **第五条**　（略） 2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。		
一・二　（略）	（略）	
三　法第五条第二項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証	提示
四　（略）	（略）	
五　法第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証	提示